

年金トピック

2016年8月8日
団体年金サービス部
企業年金業務室

【確定給付企業年金】

平成28年3月末財政決算諸数値の集計結果のご報告

平成28年3月末(※)にて財政決算を実施した、当社単独・総幹事受託団体(基金型 団体、規約型 団体)の財政決算時点における「時価ベース利回り」、「財政検証(継続基準、再計算の要否、非継続基準)」の集計結果をご報告させていただきます。

※ 対象件数の多い平成28年3月末財政決算団体を対象に分析しております。平成27年4月末から平成28年3月末までの財政決算結果の年度集計値については、別途ご提供を予定しております。

目次

1. 時価ベース利回り	… 2 ~ 3
2. 継続基準による財政検証と再計算の要否の結果	… 4 ~ 5
3. 非継続基準による財政検証結果	… 6 ~ 7

1. 時価ベース利回り

(単位:件)

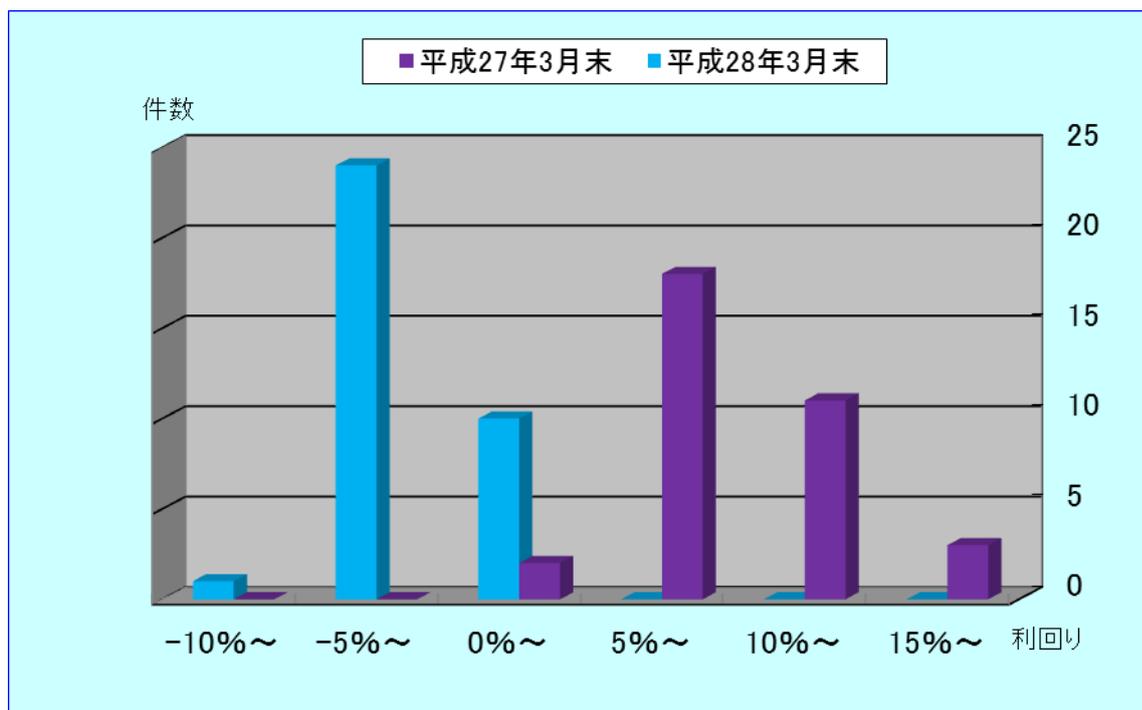
	基金型		規約型	
	平成 28 年 3 月末	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
15%以上	—	3(8.8%)	—	21(7.7%)
10%以上 15%未満	—	11(32.4%)	—	59(21.8%)
5%以上 10%未満	—	18(52.9%)	—	49(18.1%)
0%以上 5%未満	10(28.6%)	2(5.9%)	158(58.7%)	142(52.4%)
-5%以上 0%未満	24(68.6%)	—	97(36.1%)	—
-10%以上 -5%未満	1(2.8%)	—	14(5.2%)	—
-15%以上 -10%未満	—	—	—	—
-15%未満	—	—	—	—
総計	35(100.0%)	34(100.0%)	269(100.0%)	271(100.0%)
平均	-1.14%	9.55%	-0.44%	6.41%

※ 表中の()内は各総計に対する占率を記載しています。

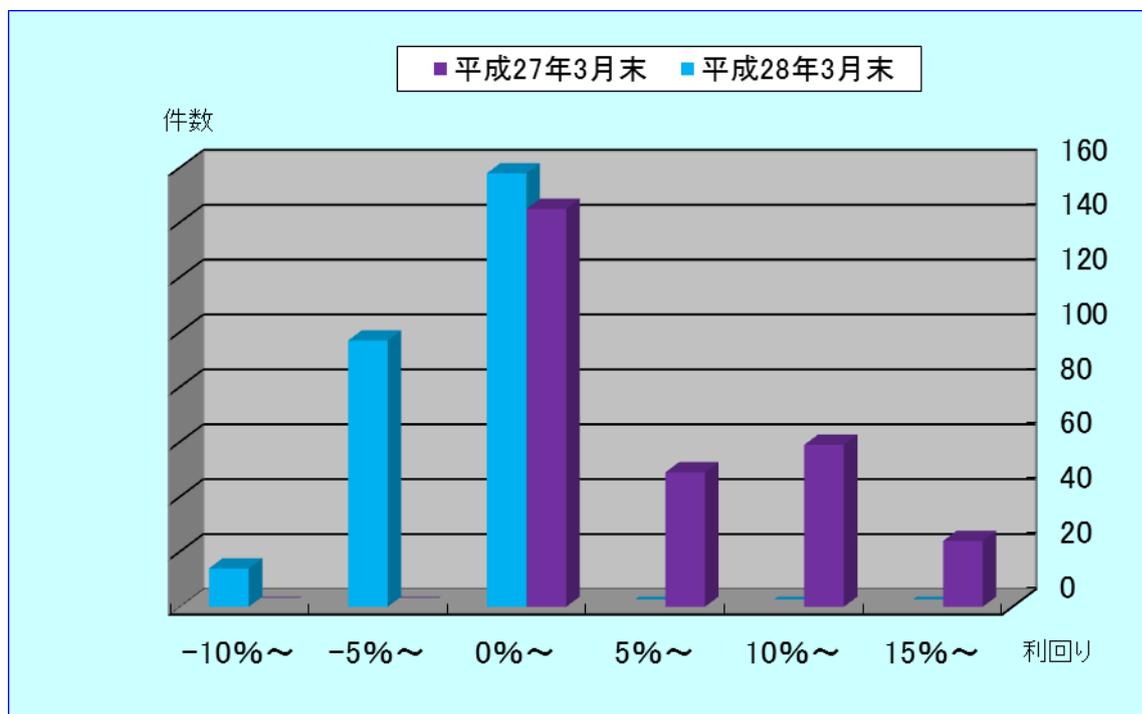
【コメント】

- ① 平成 28 年 3 月末財政決算団体における時価ベース利回りの平均は、基金型-1.14%、規約型-0.44%で、昨年度と比較して基金型は 10.69 ポイント、規約型は 6.85 ポイント減少しました。
- ② 規約型のうち本則基準の団体における時価ベース利回りの平均は-0.75%、簡易基準の団体における時価ベース利回りの平均は 0.25%でした。

◆ 時価ベース利回り（基金型）



◆ 時価ベース利回り（規約型）



2. 継続基準による財政検証と再計算の要否の結果

(1) 純資産額／責任準備金 (＝継続基準の積立水準 ※1)

(単位:件)

	基金型		規約型	
	平成28年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成27年3月末
1.2以上	14(40.0%)	17(50.0%)	75(27.9%)	94(34.7%)
1.1以上 1.2未満	10(28.6%)	11(32.4%)	50(18.6%)	45(16.6%)
1.0以上 1.1未満	10(28.6%)	6(17.6%)	76(28.3%)	72(26.6%)
0.9以上 1.0未満	1(2.8%)	—	64(23.8%)	55(20.3%)
0.8以上 0.9未満	—	—	3(1.0%)	3(1.1%)
0.8未満	—	—	1(0.4%)	2(0.7%)
総計	35(100.0%)	34(100.0%)	269(100.0%)	271(100.0%)
平均	1.17	1.21	1.11	1.14

※1 表中の()内は各総計に対する占率を記載しています。

(2) (数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金 (＝再計算の要否の積立水準)

(単位:件)

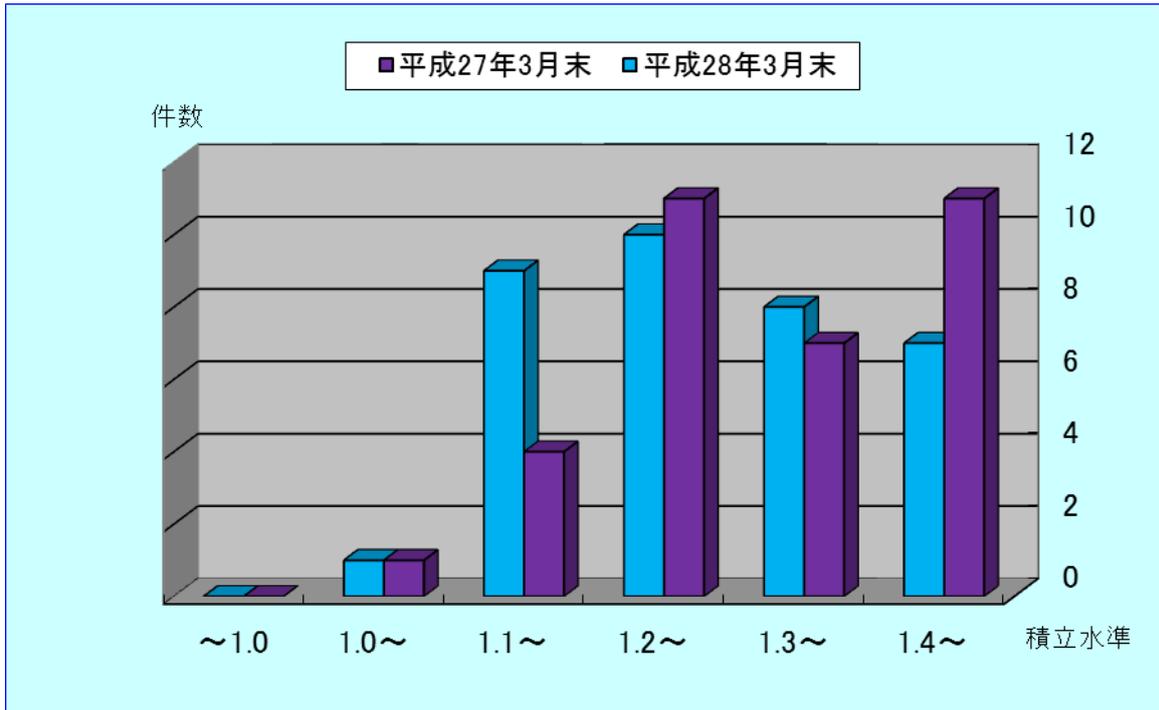
	基金型		規約型	
	平成28年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成27年3月末
1.4以上	7(20.0%)	11(32.4%)	52(19.3%)	81(29.9%)
1.3以上 1.4未満	8(22.9%)	7(20.6%)	49(18.2%)	40(14.8%)
1.2以上 1.3未満	10(28.6%)	11(32.4%)	52(19.3%)	47(17.3%)
1.1以上 1.2未満	9(25.7%)	4(11.8%)	77(28.6%)	70(25.8%)
1.0以上 1.1未満	1(2.9%)	1(2.9%)	35(13.0%)	30(11.1%)
1.0未満	—	—	4(1.5%)	3(1.1%)
総計	35(100.0%)	34(100.0%)	269(100.0%)	271(100.0%)
平均	1.29	1.34	1.26	1.30

※2 表中の()内は各総計に対する占率を記載しています。

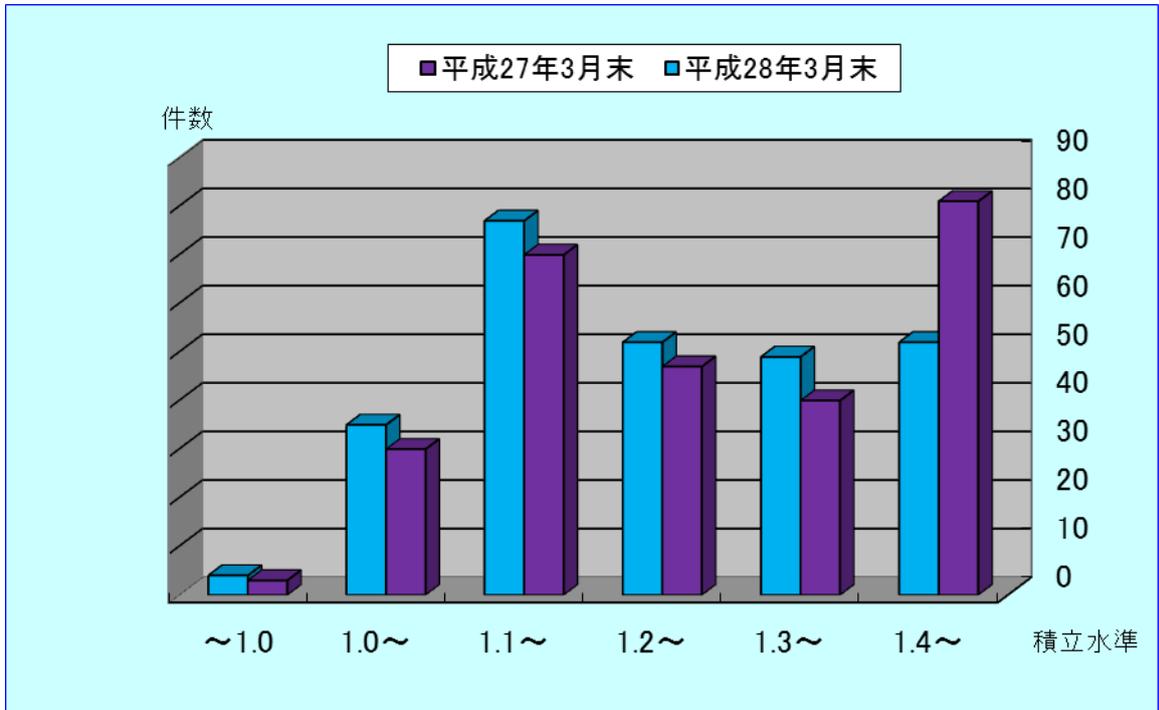
【コメント】

- ① 許容繰越不足金を含めた積立水準が1.0を下回ると、強制的に再計算を行い、繰越不足金を解消する必要があります。平成28年3月末財政決算において再計算が必要となった団体は、基金型では該当がなく、規約型では4団体が該当し昨年度と比較して1団体増加しました。
- ② 再計算の要否の積立水準の平均については、基金型1.29、規約型1.26(うち本則基準1.26、簡易基準ともに1.28)でした。

◆ 再計算の要否の積立水準（基金型）



◆ 再計算の要否の積立水準（規約型）



3. 非継続基準による財政検証結果

純資産額／最低積立基準額（＝非継続基準の積立水準）

（単位：件）

	基金型		規約型	
	平成 28 年 3 月末	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
2.5 以上	—	—	31 (11.5%)	37 (13.7%)
2.0 以上 2.5 未満	2 (5.7%)	4 (11.8%)	26 (9.7%)	27 (10.0%)
1.5 以上 2.0 未満	7 (20.0%)	4 (11.8%)	60 (22.3%)	77 (28.4%)
1.0 以上 1.5 未満	22 (62.9%)	23 (67.6%)	136 (50.6%)	117 (43.2%)
0.98 以上 1.0 未満	—	2 (5.9%)	3 (1.1%)	5 (1.8%)
0.98 未満	4 (11.4%)	1 (2.9%)	13 (4.8%)	8 (3.0%)
総計	35 (100.0%)	34 (100.0%)	269 (100.0%)	271 (100.0%)
平均	1.29	1.37	1.71	1.79

※1 表中の（）内は各総計に対する占率を記載しています。

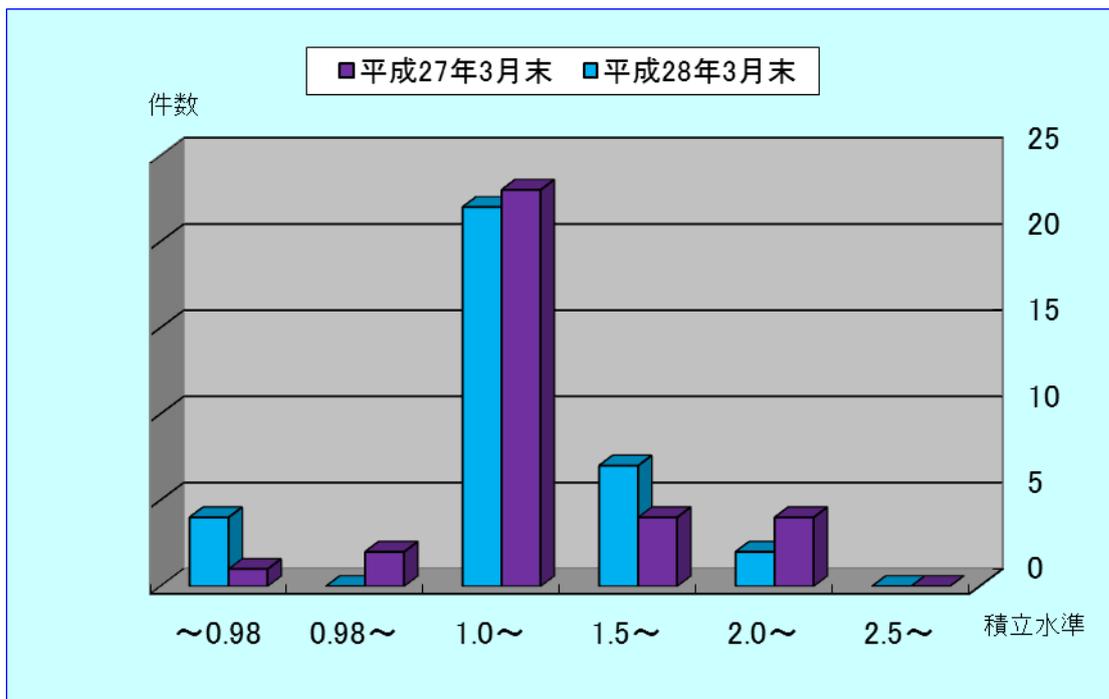
【コメント】

- ① 積立水準が 1.0（ただし、平成 28 年 3 月末は 0.98（※2））を下回ることが非継続基準に抵触する判定基準となります。しかしながら、直前の 3 事業年度の積立水準によって、1.0（ただし、平成 28 年 3 月末は 0.98）を下回っても非継続基準の財政検証をクリアするケースがあります（※3）。
- ② 平成 28 年 3 月末財政決算において積立水準 0.98 を下回っている団体は、基金型では 11.4%、規約型では 4.8%で、昨年度と比較して基金型は 8.5 ポイント、規約型は 1.8 ポイント増加しました。
- ③ なお、規約型で積立水準 0.98 を下回っている団体 13 件は、全て本則基準でした。
- ④ 積立水準の平均については、基金型 1.29、規約型 1.71（うち本則基準は 1.49、簡易基準は 2.20）でした。
- ⑤ 適格退職年金から移行した場合は、一定期間最低保全給付から一定額を控除するという経過措置を設けることができます。規約型は経過措置が適用されている団体が多いため、積立水準は高いですが、経過措置が外れる影響で昨年度より低くなる傾向があります。

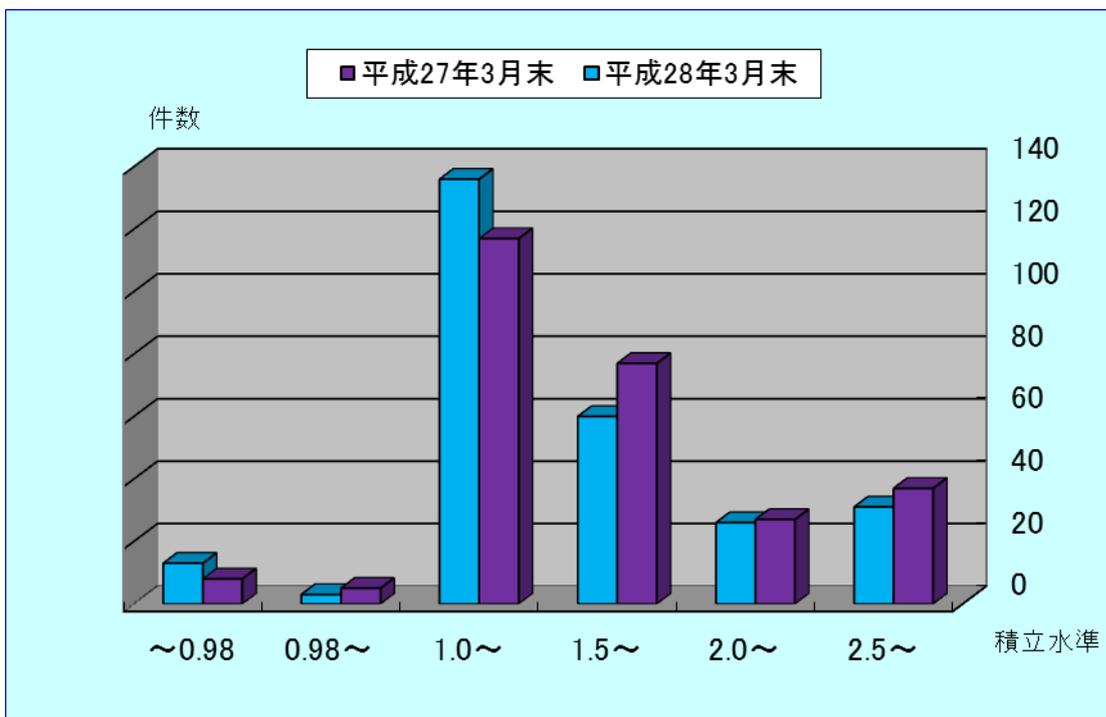
※2 経過措置が適用されていて、平成 28 年 3 月末決算では 0.98 ですが、基準は毎年 0.02 ずつ引き上げられ、平成 29 年 3 月末決算で 1.00 になります。

※3 「当事業年度の積立水準が 0.90 以上」かつ「直前の 3 事業年度のうち 2 事業年度の積立水準が 1.00 以上」のケースが該当します。なお、平成 28 年 3 月末決算は、「0.90」を「0.88」、「1.00」を「0.98」と読み替えることとします。

◆ 非継続基準の積立水準（基金型）



◆ 非継続基準の積立水準（規約型）



以上